別表七㈣の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ　遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ　遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別記4⑶の欄主索の欄中

「

素線切れ 最も損傷した主索の番号（　） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

」を

「

素線切れ 最も損傷した主索の番号（　） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm）	%

」に改め、同6⑵の欄ワイヤロープの欄中

「

素線切れ 最も損傷したワイヤロープの番号（　） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

」を

「

素線切れ 最も損傷したワイヤロープの番号（　） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ワイヤロープの番号（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm）	%

」に改め、同7⑷の欄ガイドロープの欄中

「

素線切れ 最も損傷したガイドロープの番号（　） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

」を

「

素線切れ 最も損傷したガイドロープの番号（　） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ガイドロープの番号（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm）	%

」に改め、同注意中㉕から㊲までを㉖から㊳までとし、㉔の次に次のように加える。

㉕　4⑶「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6⑵「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7⑷「ガイドロープ」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の主索の番号を記入するとともに、直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。